

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	消防局情報通信課

契約業者名・住所	株式会社トヨタレンタリース千葉・千葉県千葉市美浜区新港57番地
工事等の名称	庁用自動車賃貸借（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市指定の場所
種別	賃貸借
工事等期間	令和8年5月1日 から 令和10年4月30日
契約金額	月額 36,700円（税抜）
工事等の概要	ちば北西部消防指令センターを運用するにあたり、地理等調査業務及び事務連絡等に使用するため整備し、ちば北西部消防指令センターにおける業務の円滑化を図るものです。
随意契約の理由	<p>庁用自動車は、導入後10年以上が経過しているものの状態は良好で、安全性の確保が見込まれる。また、経費削減の観点からも新規リース契約に比べて有効となることから、松戸市ほか9市消防指令事務協議会における継続使用の決定を受け、本物件の庁用自動車を再リースすることといたしました。</p> <p>以上のことにより、引き続き同車両の使用を希望することから、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定に基づき1者見積とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約をいたすものです。</p>